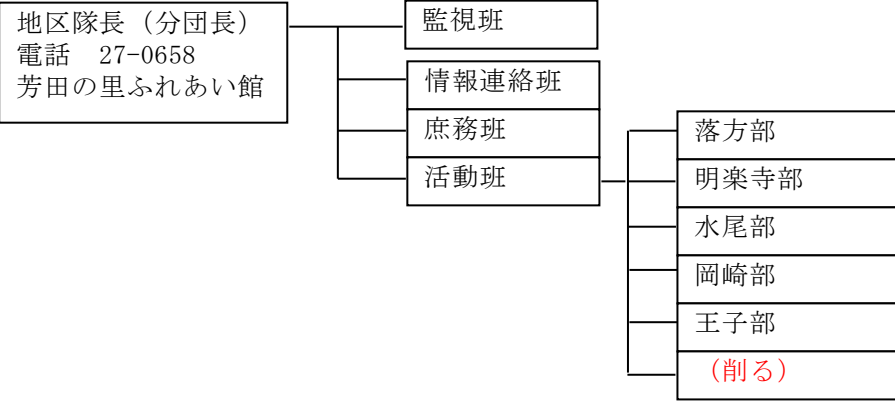
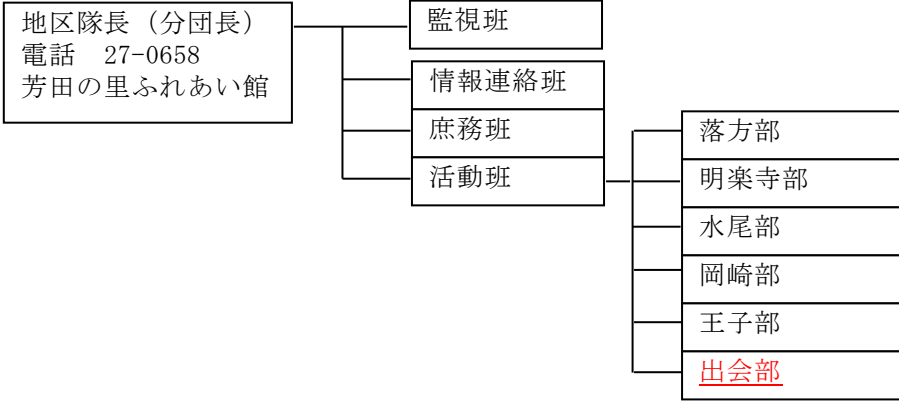
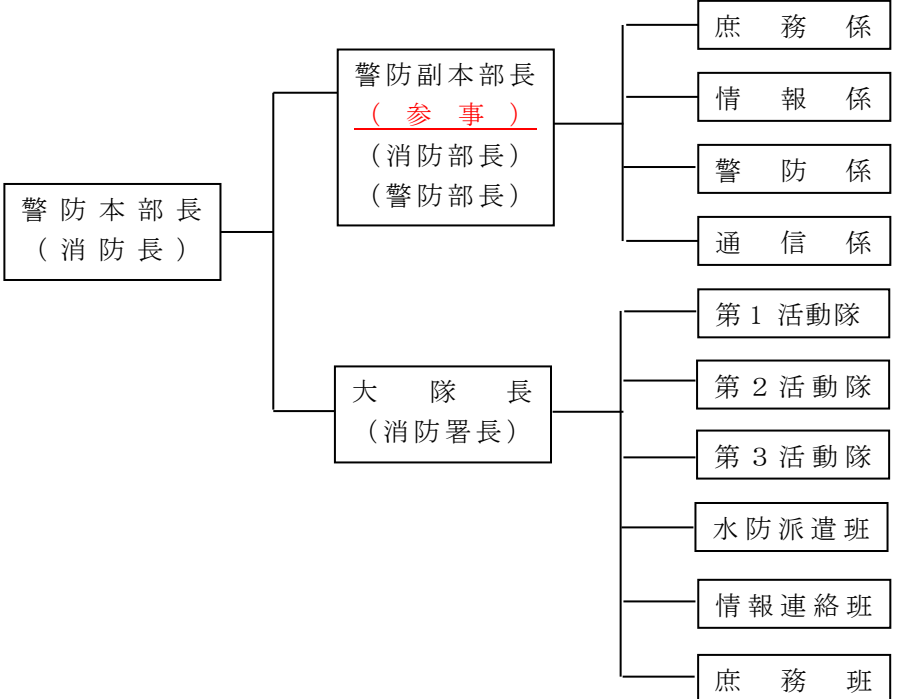
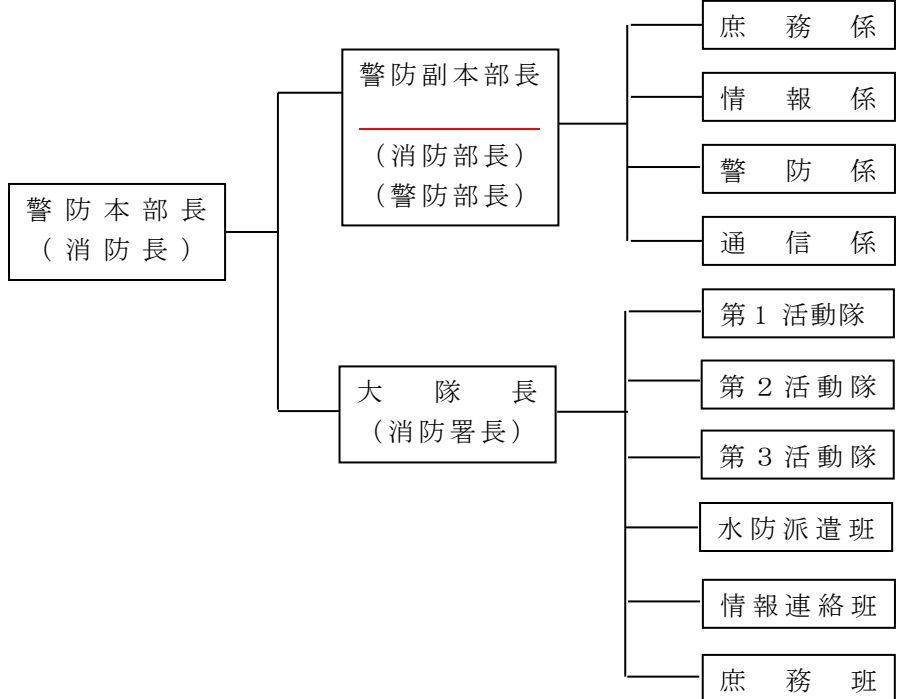


頁	修正後	頁	現 行	備 考
	<p>西脇市水防計画</p>		<p>西脇市水防計画</p>	
1章 2節 1頁	<p>第1章 総則 第2節 水防の責任 1～2 (略) 3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項） 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、<u>津波</u>又は高潮<u> </u>のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通報するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 4～5 (略) 6 市長の責任（法第15条第<u>3</u>項）</p>	<p>1章 2節 1頁</p> <p>第1章 総則 第2節 水防の責任 1～2 (略) 3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項） 気象庁長官は、気象等の状況により洪水<u> </u>又は高潮<u>等</u>のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通報するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 4～5 (略) 6 市長の責任（法第15条第<u>4</u>項）</p>		
1章 3節 5頁	<p>第3節 用語の意味 1～2 (略) 3 水防管理団体（法第2条第<u>2</u>項） 4 (略) 5 水防管理者（法第2条第<u>3</u>項） 6 消防機関（法第2条第<u>4</u>項） 7 消防機関の長（法第2条第<u>5</u>項） 8 水防警報（法第2条第<u>8</u>項） 9 水防警報河川（水防警報指定河川）又は水防警報指定海岸（法第16条） (1) 国土交通大臣が、洪水、<u>津波又は高潮</u>により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。西脇市域においては、国土交通大臣による水防警報河川（水防警報指定河川）区間はないが、一級河川加古川の加東市域から海までの区間が指定されている。 (2) (略)</p>	<p>1章 3節 5頁</p> <p>第3節 用語の意味 1～2 (略) 3 水防管理団体（法第2条第<u>1</u>項） 4 (略) 5 水防管理者（法第2条第<u>2</u>項） 6 消防機関（法第2条第<u>3</u>項） 7 消防機関の長（法第2条第<u>4</u>項） 8 水防警報（法第2条第<u>7</u>項） 9 水防警報河川（水防警報指定河川）又は水防警報指定海岸（法第16条） (1) 国土交通大臣が、洪水<u> </u>により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。西脇市域においては、国土交通大臣による水防警報河川（水防警報指定河川）区間はないが、一級河川加古川の加東市域から海までの区間が指定されている。 (2) (略)</p>		

頁	修正後	頁	現 行	備 考
1章 3節 4頁	<p>10 洪水又は高潮予報（法第10条、法第11条） 気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣 又は知事と気象庁長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水又は高 潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う 発表をいう。西脇市域においては、指定区間はないが、一級河川加古川の 加東市域から海までの区間が洪水予報指定河川（区間）となっている。 なお、洪水予報の対象とする量水標の一つは、市内板波町に設置されて いる。</p> <p>11～13 （略）</p> <p>14 洪水浸水想定区域（法第14条）</p> <p>15～18 （略）</p> <p>19 洪水特別警戒水位（法第13条第1項、第2項） 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発 生を特に警戒すべき水位をいう。市町長が発する避難指示の判断の目安と なる。</p>	<p>1章 3節 4頁</p> <p>10 洪水又は高潮予報（法第10条第1項） 気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣 _____と気象庁長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水又は高 潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う 発表をいう。西脇市域においては、指定区間はないが、一級河川加古川の 加東市域から海までの区間が洪水予報指定河川（区間）となっている。 なお、洪水予報の対象とする量水標の一つは、市内板波町に設置されて いる。</p> <p>11～13 （略）</p> <p>14 _____浸水想定区域（法第14条）</p> <p>15～18 （略）</p> <p>19 洪水特別警戒水位（法第13条第1項、第2項） 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発 生を特に警戒すべき水位をいう。市町長が発する避難勧告の判断の目安と なる。</p>		
1章 2節 8頁	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 河川・ため池の状況等</p> <p>2 ため池 ※ 特定（農業用）ため池 142箇所（特定（農業用）ため池 _____ 一 覧は、西脇市地域防災計画資料編に掲載）</p>	<p>1章 2節 8頁</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 河川・ため池の状況等</p> <p>2 ため池 ※ _____ため池 143箇所（特定 _____ため池、ため池一 覧は、西脇市地域防災計画資料編に掲載）</p>		
2章 1節 9頁	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>2 構成 本部は、市長を本部長として、以下の構成及び構成員により組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監、くらし安心部長 の順に本部長を代理する。</p>	<p>2章 1節 9頁</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>2 構成 本部は、市長を本部長として、以下の構成及び構成員により組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監、くらし安心部長 の順に本部長を代理する。</p>		

頁	修正後	頁	現 行	備 考										
	<table border="1" data-bbox="159 268 1010 576"> <thead> <tr> <th></th> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本部員</th> <th>事務局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>市長</td> <td>副市長 教育長</td> <td>技監 都市経営部長 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 総務部長 福祉部長 くらし安心部長 <u>健幸都市推進担当理事</u></td> <td>くらし 安心部</td> </tr> </tbody> </table>		本部長	副本部長	本部員	事務局	本部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 総務部長 福祉部長 くらし安心部長 <u>健幸都市推進担当理事</u>	くらし 安心部			
	本部長	副本部長	本部員	事務局										
本部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 総務部長 福祉部長 くらし安心部長 <u>健幸都市推進担当理事</u>	くらし 安心部										
2章 1節 11頁	<p>5 本部会議 (1)～(3) 略 (4) 協議事項 ア～ウ 略 エ <u>避難指示</u>等及び警戒区域の設定に関すること。</p>	2章 1節 11頁	<p>5 本部会議 (1)～(3) 略 (4) 協議事項 ア～ウ 略 エ <u>避難勧告</u>等及び警戒区域の設定に関すること。</p>											
2章 2節 14頁	<p>第2節 西脇市消防団水防活動隊 2 各地区水防活動隊の編成 (1)～(5) 略 (6) 芳田地区水防活動隊</p>	2章 2節 14頁	<p>第2節 西脇市消防団水防活動隊 2 各地区水防活動隊の編成 (1)～(5) 略 (6) 芳田地区水防活動隊</p>											
	 <pre> graph LR A["地区隊長（分団長） 電話 27-0658 芳田の里ふれあい館"] --- B["監視班"] A --- C["情報連絡班"] A --- D["庶務班"] A --- E["活動班"] E --- F["落方部"] E --- G["明楽寺部"] E --- H["水尾部"] E --- I["岡崎部"] E --- J["王子部"] E --- K["(削る)"] </pre>		 <pre> graph LR A["地区隊長（分団長） 電話 27-0658 芳田の里ふれあい館"] --- B["監視班"] A --- C["情報連絡班"] A --- D["庶務班"] A --- E["活動班"] E --- F["落方部"] E --- G["明楽寺部"] E --- H["水尾部"] E --- I["岡崎部"] E --- J["王子部"] E --- K["<u>出会部</u>"] </pre>											

頁	修正後	頁	現 行	備 考
2章 3節 16頁	<p>第3節 水防本部（北はりま消防本部）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 水防本部（北はりま消防本部）の編成（西脇市関係分のみ）</p> 	<p>2章 3節 16頁</p> <p>第3節 水防本部（北はりま消防本部）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 水防本部（北はりま消防本部）の編成（西脇市関係分のみ）</p> 		
4章 2節 21頁	<p>第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等</p> <p>第2節 危険が予想される箇所</p> <p>1 <u>特定（農業用）</u>ため池 （<u>特定（農業用）</u>ため池一覧は、西脇市地域防災計画資料編に掲載）</p>	<p>第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等</p> <p>第2節 危険が予想される箇所</p> <p>1 <u>特定</u>ため池 （<u>特定</u>ため池一覧は、西脇市地域防災計画資料編に掲載）</p>		

頁	修正後					頁	現 行					備考
5章 5節 28頁 29頁	第5節 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点 ■主な気象情報・河川情報等の内容と注意点					5章 5節 28頁 29頁	第5節 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点 ■主な気象情報・河川情報等の内容と注意点					
	情報項目	内容	発表者	入手方法	備考		情報項目	内容	発表者	入手方法	備考	
	土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が 避難指示 を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報	県 神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）等	避難指示 等の発令の参考とする。		土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が 避難勧告 を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報	県 神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）等	避難勧告 等の発令の参考とする。	
	雨雲の動き（降水ナウキャスト）	60分先までの降雨強度の分布予測（10分更新）	気象庁	気象庁ホームページ	雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。		雨雲動き（降水ナウキャスト）	60分先までの降雨強度の分布予測（10分更新）	気象庁	気象庁ホームページ	雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。	
	キキクル（危険度分布）	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。		（新設）					
	加古川洪水予報（加古川氾濫予報）	国土交通省と神戸地方気象台が共同で発表する氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報	国土交通省、神戸地方気象台	衛星FAX、フェニックス防災端末、インターネット等	西脇市では板波水位観測所が対象 避難指示 等の判断を行う上で非常に重要な情報		加古川洪水予報（加古川氾濫予報）	国土交通省と神戸地方気象台が共同で発表する氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報	国土交通省、神戸地方気象台	衛星FAX、フェニックス防災端末、インターネット等	西脇市では板波水位観測所が対象 避難勧告 等の判断を行う上で非常に重要な情報	

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																											
8章 2節 36頁	<p>第8章 避難のための立ち退き 第2節 水防信号の伝達</p> <table border="1" data-bbox="123 320 1061 719"> <thead> <tr> <th>方法 区分</th> <th>サイレン信号</th> <th>水位 (m)</th> <th>加古川 上戸 田上流</th> <th>加古川 上戸 田下流</th> <th>杉原川 中町</th> <th>杉原川 小坂</th> <th>野間川 下野間</th> <th>加古川 船町</th> <th>加古川 板波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4 信号</td> <td>60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)</td> <td>氾濫危険 水位(特別 警戒水位)</td> <td>4.6</td> <td>5.0</td> <td>2.9</td> <td>3.8</td> <td>3.4</td> <td>—</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>第5 信号</td> <td><u>120秒 10秒</u> ■■■■ 休止 (3回くり返し)</td> <td colspan="8"><u>災害発生または切迫</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(第1信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、出動準備を必要とすること、又は河川の量水標が消防団待機水位(通報水位)に達したことを知らせるもの</p> <p>(第2信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの</p> <p>(第3信号) 市内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの</p> <p>(第4信号) 必要区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p> <p><u>(第5信号) 災害の発生または切迫していることを知らせるもの</u></p> <p>※ 上流部(多可町、丹波市、丹波篠山市)の降雨量によってサイレンの吹鳴を早めたり遅らせたりすることがある。</p>	方法 区分	サイレン信号	水位 (m)	加古川 上戸 田上流	加古川 上戸 田下流	杉原川 中町	杉原川 小坂	野間川 下野間	加古川 船町	加古川 板波	第4 信号	60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	氾濫危険 水位(特別 警戒水位)	4.6	5.0	2.9	3.8	3.4	—	5.0	第5 信号	<u>120秒 10秒</u> ■■■■ 休止 (3回くり返し)	<u>災害発生または切迫</u>								<p>8章 2節 36頁</p> <p>第8章 避難のための立ち退き 第2節 水防信号の伝達</p> <table border="1" data-bbox="1176 320 2114 719"> <thead> <tr> <th>方法 区分</th> <th>サイレン信号</th> <th>水位 (m)</th> <th>加古川 上戸 田上流</th> <th>加古川 上戸 田下流</th> <th>杉原川 中町</th> <th>杉原川 小坂</th> <th>野間川 下野間</th> <th>加古川 船町</th> <th>加古川 板波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4 信号</td> <td>60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)</td> <td>氾濫危険 水位(特別 警戒水位)</td> <td>4.6</td> <td>5.0</td> <td>2.9</td> <td>3.8</td> <td>3.4</td> <td>—</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(第1信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、出動準備を必要とすること、又は河川の量水標が消防団待機水位(通報水位)に達したことを知らせるもの</p> <p>(第2信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの</p> <p>(第3信号) 市内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの</p> <p>(第4信号) 必要区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※ 上流部(多可町、丹波市、丹波篠山市)の降雨量によってサイレンの吹鳴を早めたり遅らせたりすることがある。</p>	方法 区分	サイレン信号	水位 (m)	加古川 上戸 田上流	加古川 上戸 田下流	杉原川 中町	杉原川 小坂	野間川 下野間	加古川 船町	加古川 板波	第4 信号	60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	氾濫危険 水位(特別 警戒水位)	4.6	5.0	2.9	3.8	3.4	—	5.0	新設										
方法 区分	サイレン信号	水位 (m)	加古川 上戸 田上流	加古川 上戸 田下流	杉原川 中町	杉原川 小坂	野間川 下野間	加古川 船町	加古川 板波																																																						
第4 信号	60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	氾濫危険 水位(特別 警戒水位)	4.6	5.0	2.9	3.8	3.4	—	5.0																																																						
第5 信号	<u>120秒 10秒</u> ■■■■ 休止 (3回くり返し)	<u>災害発生または切迫</u>																																																													
方法 区分	サイレン信号	水位 (m)	加古川 上戸 田上流	加古川 上戸 田下流	杉原川 中町	杉原川 小坂	野間川 下野間	加古川 船町	加古川 板波																																																						
第4 信号	60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	氾濫危険 水位(特別 警戒水位)	4.6	5.0	2.9	3.8	3.4	—	5.0																																																						
新設																																																															

